

地域別最低賃金	時間額 (発効年月日)
奈良県最低賃金	811円 (平成30年10月4日発効)
特定最低賃金	時間額(日額) (発効年月日)
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	878円 (平成30年12月26日発効)
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	865円 (平成30年12月26日発効)
奈良県自動車小売業最低賃金	867円 (平成30年12月26日発効)
奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金	816円(6,527円) (平成元年1月25日発効)

奈良県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

奈良県最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206